

事務連絡  
平成31年2月21日

畜産関係団体御担当者様

農林水産省生産局畜産部  
畜産企画課課長補佐  
(金融・税制担当)

消費税軽減税率制度に関する説明会の資料配布について

平素から、畜産行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
本年10月に消費税軽減税率制度が実施されることとなっており、政府全体として、当該制度の円滑な実施に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくことが重要と考えているところです。

このような状況の下、先般2月20日に畜産関係団体の方にご参集いただき、消費税軽減税率制度に関する説明会を開催いたしました。

つきましては、本説明会資料を別添のとおりお送りいたしますので、貴団体御担当者様におかれましては、貴傘下団体及び会員事業者へ周知の上、消費税軽減税率制度への対応の準備を促進していただきますようお願いいたします。

別添

- 1-1. 農業者の皆さんへ「2019年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」
- 1-2. 参考資料
2. 消費税「軽減税率制度」の円滑な実施等に向けた取組
- 3-1. 消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金
- 3-2. 消費税軽減税率対策費補助金による支援
4. 生乳・食肉流通における消費税軽減税率の導入

お問い合わせ先

農林水産省生産局畜産企画課  
金融・税制班 加茂前・松永  
03-3501-1083